

3. 所得金額調整控除の創設

下記に該当する場合は、給与所得控除後の金額から所得金額調整控除額が差し引かれます。

- (1) 給与等の収入金額が850万円を超え、次の1から3のいずれかに該当する場合
1. 特別障害者に該当する
 2. 年齢23歳未満の扶養親族を有する
 3. 特別障害者である同一生計配偶者もしくは特別障害者である扶養親族を有する

所得金額調整控除額 = {給与等の収入額 (1,000万円超の場合は1,000万円) - 850万円} × 10%

- (2) 給与所得控除後の金額および公的年金等に係る雑所得の金額があり、給与所得控除後の金額と公的年金等に係る雑所得の金額の合計額が10万円を超える場合。

所得金額調整控除額 = {給与所得控除後の金額 (10万円超の場合は10万円) + 公的年金等に係る雑所得の金額 (10万円超の場合は10万円)} - 10万円